

居宅介護支援 重要事項説明書

居宅介護支援事業所 「さくらんぼ」 重要事項説明書

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを実施します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたい事を次の通り説明します。

居宅介護支援とは・・・

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用する事ができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や契約者とそこご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画(ケアプラン)」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1.	運営方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
2.	事業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
3.	事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 ページ
4.	事業実施地域及び営業時間・・・・・・・・・・	4 ページ
5.	職員の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
6.	当事業所が提供するサービスと利用料金・・	4 ページ
7.	サービスの利用に関する留意事項・・・・・	7 ページ
8.	サービス情報の公開について・・・・・・・・	7 ページ
9.	虐待防止について・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
10.	非常災害・感染症対策について・・・・・・・・	8 ページ
11.	苦情の受付について・・・・・・・・・・・・・・	8 ページ
12.	守秘義務に関する対策・・・・・・・・・・・・・	9 ページ
13.	緊急時の対応について・・・・・・・・・・・・	9 ページ
14.	事故発生時の対応について・・・・・・・・・・	9 ページ
15.	損害賠償について・・・・・・・・・・・・・・	9 ページ
16.	身体拘束等の適正化について・・・・・・・・	10 ページ
17.	事業継続計画について・・・・・・・・・・・・	10 ページ
18.	衛生管理について・・・・・・・・・・・・・・	10 ページ
19.	ハラスメント防止対策について・・・・・・・・	10 ページ

1. 運営方針

- ・居宅介護支援事業所 さくらんぼ は、利用者が要介護・要支援状態となった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように支援します。
- ・事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが施設等の多様なサービスを多様な事業者の連携により、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ・事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏ることのないよう公正、中立に配慮します。
- ・事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努め配慮します。

2. 事業者

- ・法人名 有限会社伊賀家政婦紹介所
- ・法人所在地 三重県伊賀市高畑 747-1
- ・代表者氏名 松浦 光志

3. 事業所の概要

- ・事業所の種類 居宅介護支援
- ・事業者指定番号 2471201331
- ・指定年月日 平成 28 年 2 月 1 日
- ・事業所の名称 居宅介護支援事業所 さくらんぼ
- ・事業所の所在地 三重県伊賀市高畑 747-1
- ・電話番号 0595-28-3556
- ・FAX 番号 0595-21-1057
- ・管理者名 藤森 美香 主任介護支援専門員（介護支援専門員兼務）

事業者が行っている他の業務

- 訪問介護事業所 さくらんぼ
- 予防訪問介護事業所 さくらんぼ
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 さくらんぼ

4. 事業実施地域及び営業時間

・事業の実施地域 伊賀市

・営業日及び営業時間

営業日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金
営業時間	9 : 00～17 : 00

※土曜日・日曜日・祝日・8/13～8/15・12/29～1/3 は、営業しません。

5. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤	非常勤	職務の内容
管理者			事業所の運営・管理全般
主任介護支援専門員	1名		居宅介護支援に関する業務

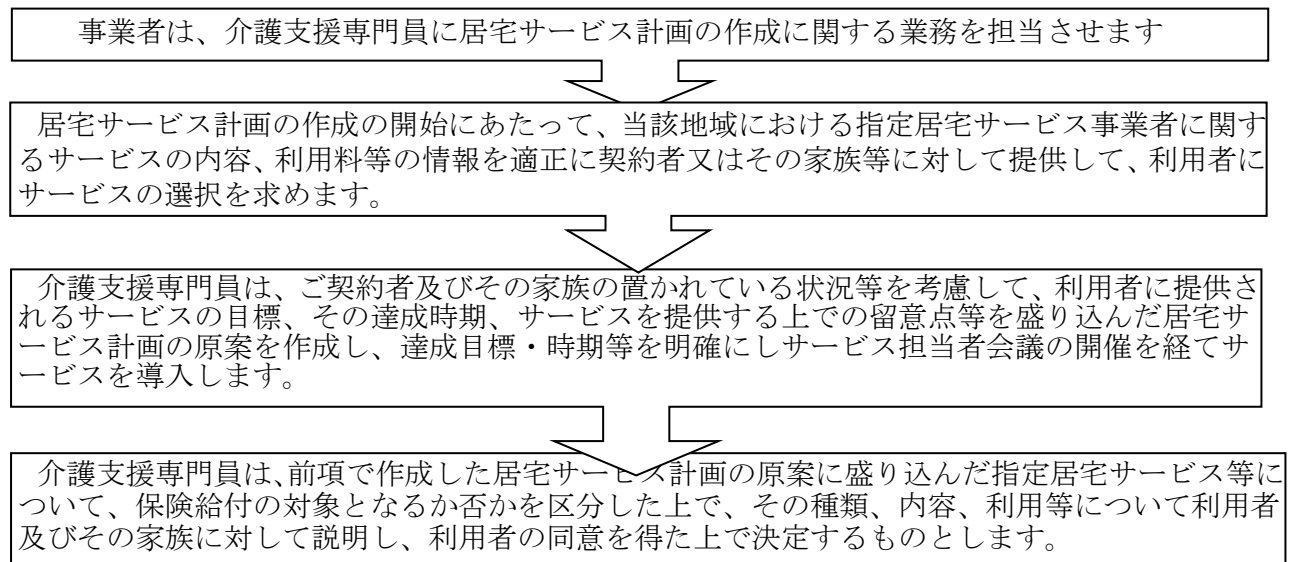
6. 当事業者が提供するサービスと利用料金

《サービスの内容》

① 宅サービス計画の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況や置かれている環境等を把握した上で、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

※居宅サービス計画作成の流れ※



② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況（月1回以上）利用者の自宅等に訪問して把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は介護保険施設への入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

《サービス利用料金》

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。

※但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する事が出来ない場合には、要介護度に応じて下記の金額（1ヶ月当たり）を頂きます。当事業所から「サービス提供証明書」発行しますので、後日介護保険の担当窓口へ提出して下さい。払い戻しを受けることができます。

☆基本料金☆

居宅介護支援費 (一ヶ月につき)	要介護1・2	10,860円
	要介護3・4・5	14,110円

☆加算料金等☆

初回加算（要介護1～5）・・・3,000円/月

- ・新規に居宅サービス計画を作成する場合
- ・要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画書を作成する場合
- ・要介護状態区分が2区分以上変更された場合

入院時情報連携加算Ⅰ（要介護1～5）・・・2,500円/月

- ・病院又は診療所に入院したその日の内に当該病院又は診療所の職員に対して利用者に関する情報提供を行った場合（入院日以前の情報提供も含む、営業時間終了後又は営業日以外の日入院した場合は入院日の翌日を含む）

入院時情報連携加算Ⅱ（要介護 1～5）・・・2,000 円/月

- ・病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に情報提供を行った場合（営業時間終了後入院した場合であって入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合はその翌日を含む）

退院・退所加算

- ◎連携 1 回（カンファレンス参加 無）・・・4,500 円
（カンファレンス参加 有）・・・6,000 円
- ◎連携 2 回（カンファレンス参加 無）・・・6,000 円
（カンファレンス参加 有）・・・7,500 円
- ◎連携 3 回（カンファレンス参加 無）・・・ ×
（カンファレンス参加 有）・・・9,000 円

- ・退院又は退所し、居宅サービスを利用する場合に、病院又は施設職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた上で居宅サービス計画書を作成し、居宅サービスの利用調整を行った場合。但し、連続 3 回を算定出来るのは、そのうち 1 回以上について、入院中の担当医との会議に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る

通院時情報連携加算（要介護 1～5）・・・500 円/月

※利用者 1 人につき、1 月に 1 回の算定を限度とする

- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

ターミナルケアマネジメント（要介護 1～5）・・・4,000 円/月

- ・末期の悪腫瘍であって、在宅で死亡した利用者（在宅訪問後 24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む）
- ・24 時間連絡が取れる体制を確保し、且つ必要に応じて指定居宅介護支援を行う事が出来る体制を整備
- ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援実施
- ・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業所への提供

緊急時等居宅カンファレンス加算（要介護 1～5）・・・2,000 円/月

- ・病院等の求めにより、医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを

行い、居宅及び地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

《交通費》

サービスを提供する地域（伊賀市）にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域の方は、要した交通費の実費をいただきます。

- ・施地域を越えた地点から 1 km あたり 30 円

7. サービスの利用に関する留意事項

《サービス提供を行う介護支援専門員》

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

《介護支援専門員の交替》

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

② 利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者からの特定の介護支援専門員の指名はできません。

③ サービス提供における事業者の義務

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次の事を守ります。

- ・居宅サービス計画は基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであるため、居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者は複数の居宅サービス事業所を紹介するよう求める事、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが出来ます。

- ・利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、利用者又は契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ・利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

- ・利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝える様求めます。

8. サービス情報の公開について

当事業所では、利用者が介護サービス事業所を適切に選択する為、又サービスの質の確保と向上に向けて、都道府県で定められた「介護サービス情報の公表」制度において必要な情報の

提供を行っています。

9. 虐待防止について

当事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ・成年後見制度の利用を支援します。
- ・苦情解決体制を整備しています。
- ・従業員に対して、虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- ・当事業所従事者または居宅サービス事業所または擁護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者 主任介護支援専門員：藤森 美香

10. 非常災害・感染症対策について

①震災・風水害・火災その他の災害（以下「非常災害」という）に対処する為、非常災害の発生時の安全確保の為に必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制を定めた計画を作成し、必要に応じ訓練を行います。

②感染症の発生及びまん延等に関する取り組みの徹底を行うために、指針の整備、研修の実施、訓練を行います。

③災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整えます。

11. 苦情の受付について

サービス内容に関する苦情等の相談については、下記の通り対応いたします。

◎事業所の苦情の受付窓口

- ・居宅介護支援事業所 さくらんぼ

管理者 藤森 美香

電話番号 0595-21-1030

FAX 番号 0595-21-1057

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・8/13～8/15・12/29～1/3を除く）

◎行政機関、その他の苦情受付窓口

- ・伊賀市健康福祉部 介護高齢福祉課

所在地 伊賀市四十九町 3184 番地

電話番号 0595-26-3939

FAX 番号 0595-26-3950

受付時間 8:30～17:15（土・日・祝日・12/31～1/

- ・三重県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情処理係

所在地 津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会2階

電話番号 059-222-4165（専用電話）

FAX番号 059-222-4166

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）

- ・三重県福祉サービス運営適正委員会 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

所在地 津市桜橋2丁目131番地

電話番号 059-224-8111

FAX番号 059-213-1222

受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・12/31～1/3を除く）

12. 守秘義務に関する対策

・事業者は、介護支援専門員及びその他の従業者に対して、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、労働契約締結時において義務づけています。

・事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

13. 緊急時の対応について

サービス提供時にご契約者の身体状況が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関、利用者の家族等に連絡し、必要な措置を講じます。

14. 事故発生時の対応について

サービス提供により予期せぬ事故が発生した場合には、ご家族、市町村関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して行った処置について記録し、賠償すべき事故がある場合には損害賠償を速やかに行います。

15. 損害賠償について

事業者の過失により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

※ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者のおかれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められる場合には、事業所の損害賠償

責任を減じる事があります。

16. 身体拘束等の適正化について

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護をする為緊急やむを得ない場合を除き、身体束を行ってはならない事とします。
- ・身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録を行います。

17. 業務継続計画について

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられる様、業務継続計画を策定すると共に、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施します。

18. 衛生管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

19. ハラスメント防止対策について

- ・事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止する為に必要な措置を講じます。
- ・事業所は利用者、その家族より介護支援専門員がハラスメントを受けた場合、契約を直ちに終了する事が出来ます。

居宅介護支援のサービス開始にあたり、利用者及び代理人に対して、本書面に基づいて重要事項説明を行いました。

令和 年 月 日

<居宅介護支援事業者>

所在地 三重県伊賀市高畑 747-1
事業所名 居宅介護支援事業所 さくらんぼ
管理者 藤森 美香
説明者 介護支援専門員 藤森 美香

私は、本書面に基づいて事業所からサービス内容及び重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所

氏名

印

利用者は署名出来ない為、利用者本人の意思を確認した上、私が利用者に代わってその署名を代筆いたします。

利用者代筆人 住所

氏名

印

利用者との続柄 ()

